

京都府計量検査所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第82号

京都市計量検査所規則の一部を改正する規則

京都市計量検査所規則の一部を次のように改正する。

第2条中「所長」を「所長  
副所長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 検査所に、副所長に代えて、所長補佐を置くことがある。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 所長補佐及び副所長は、所長を補佐する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(代理)

第4条 所長に事故があるときは、所長補佐又は副所長がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)